

尾道大学の概要

1 尾道大学の理念

「知と美」の探究と創造

尾道市は、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げるなかで、美しい風光を背にすぐれた芸術文化を生み出し継承してきました。このような尾道の地の特性を生かして設立された尾道大学は、経済情報学部と芸術文化学部の2学部をもち、芸術文化学部には日本文学科と美術学科の2学科をおく公立大学です。尾道大学は、このような学部・学科構成の特徴を生かしつつ、人と情報が集まって「知と美」を探究する場、そのなかで新たな「知と美」を創造しその成果を社会に発信する場、そして学問と人間的触れ合いを通じて有為な人材を育成する場となることによって、学術・文化の向上と社会の発展に貢献します。

2 大学の沿革

- 昭和 21 年 3 月 尾道市立女子専門学校設置認可
- 昭和 25 年 3 月 学制改革により、尾道短期大学に改称
- 平成 13 年 4 月 尾道大学開学
- 平成 17 年 4 月 尾道大学大学院設置
- 平成 24 年 4 月 尾道市から公立大学法人尾道市立大学に設置者変更（予定）

3 学生、教職員数（H23.5.1 現在）

(1) 教職員

97人（教員62人、職員35人）

(2) 学部

（単位：人）

学 部	学 科	収容定員	在籍者数
経済情報学部	経済情報学科	800	899
芸術文化学部	日本文学科	200	237
	芸術学科	200	219
合 計		1,200	1,355

(3) 大学院

(単位：人)

研 究 科	収容定員	在籍者数
経済情報研究科	16	8
日本文学研究科	12	7
芸術学研究科	24	21
合 計	52	36

4 大学施設



A棟	講義室、研究室、進路支援センター
B棟	講義室、研究室、学生ラウンジ、地域総合センター 他
C棟	学長室、学部長室、事務局、会議室、研究室、大講義室、コンピュータ室、情報処理研究センター 他
D棟	研究室、美術学科実習室 他

※ 現在、第3グラウンドにE棟の建設を計画しています。

5 志願者等の状況

(1) 学部

(単位：人)

		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
経済情報学部 経済情報学科	募集人員	200	200	200	200	200
	志願者数	1,361	1,407	1,298	1,132	1,340
	受験者数(a)	836	845	815	820	775
	合格者数(b)	325	337	302	337	328
	競争率(a / b)	2.6	2.5	2.7	2.4	2.4
	入学者数	233	213	209	230	223
芸術文化学部 日本文学科	募集人員	50	50	50	50	50
	志願者数	414	421	372	283	380
	受験者数(a)	307	332	294	209	279
	合格者数(b)	73	72	69	70	69
	競争率(a / b)	4.2	4.6	4.3	3.0	4.0
	入学者数	54	57	58	56	53
芸術文化学部 美術学科	募集人員	50	50	50	50	50
	志願者数	309	388	384	305	341
	受験者数(a)	245	306	305	230	249
	合格者数(b)	57	60	57	58	61
	競争率(a / b)	4.3	5.1	5.4	4.0	4.1
	入学者数	51	56	51	51	51
全 体	募集人員	300	300	300	300	300
	志願者数	2,084	2,216	2,054	1,720	2,061
	受験者数(a)	1,388	1,483	1,414	1,259	1,303
	合格者数(b)	455	469	428	465	458
	競争率(a / b)	3.1	3.2	3.3	2.7	2.8
	入学者数	338	326	318	337	327

(2) 大学院（平成 23 年度）

(単位：人)

研究科	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
経済情報研究科	8	5	5	5	4
日本文学研究科	6	5	5	4	3
美術研究科	12	10	10	9	8

6 就職の状況（就職率）

		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
経済情報学部	経済情報学科	98.4 %	98.5 %	97.8 %	92.7 %	90.7 %
芸術文化学部	日本文学科	90.5 %	94.4 %	95.3 %	88.1 %	74.3 %
	美術学科	82.6 %	88.9 %	95.5 %	89.5 %	70.8 %
全 体		95.6 %	97.2 %	97.2 %	91.7 %	86.7 %

7 尾道大学事業特別会計 当初予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
使用料及び手数料	使用料及び手数料	875,207	881,412	881,789	881,943	876,363
国庫支出金	国庫補助金	0	0	0	0	15,944
財産収入		0	0	0	0	704
寄付金		0	0	0	0	0
繰入金	一般会計繰入金	584,234	470,578	444,081	420,303	753,850
諸収入		6,330	6,120	5,814	6,254	6,591
市債		0	0	0	0	0
合 計		1,465,771	1,358,110	1,331,684	1,308,500	1,653,452

※ 23 年度 国庫補助金：大学生の就業力育成支援事業に係る補助金

（歳出）

（単位：千円）

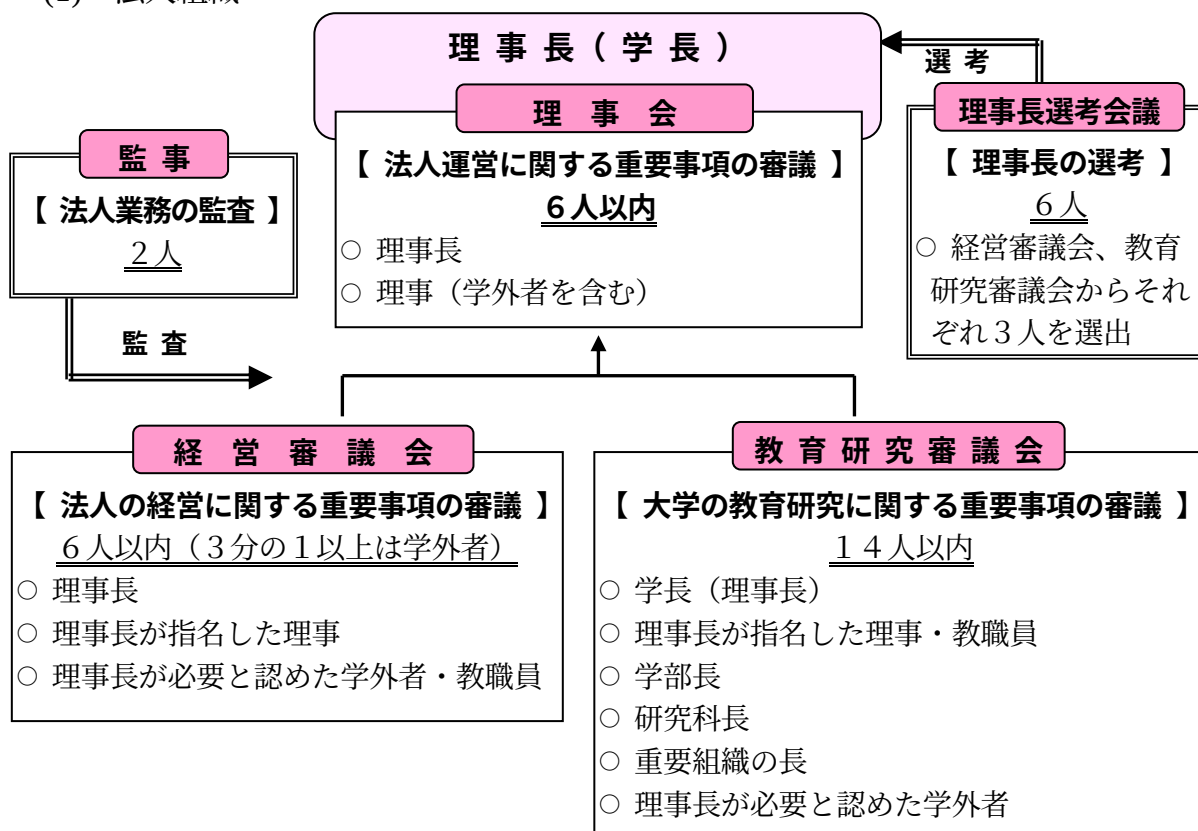
款	項	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
大学費	総務費	1,191,838	1,194,182	1,164,892	1,128,467	1,185,732
	（うち人件費）	(793,436)	(787,681)	(777,743)	(743,158)	(786,447)
	施設整備費	121,000	14,500	19,000	33,300	322,044
公債費	公債費	152,933	149,428	147,792	146,733	145,676
合 計		1,465,771	1,358,110	1,331,684	1,308,500	1,653,452

※ 23 年度 施設整備費：E棟建設に係る基金積立金及び工事設計委託料の計上による増額

公立大学法人尾道市立大学定款

1 定款概要

(1) 法人組織



(2) 業務概要

理事会	中期目標についての意見、予算の作成・執行、決算に関する事項、重要な組織の設置・廃止等の審議
経営審議会	中期目標・自己評価のうち法人経営に関する事項、重要な組織の編成に関する事項、予算・決算に関する事項等の審議
教育研究審議会	中期目標・自己評価のうち教育研究に関する事項、教育課程の編成方針、入学・卒業・学位授与等に係る方針等の審議
理事長選考会議	尾道市長へ申し出る理事長候補者の選考
監事	法人業務の監査、監査結果に基づく理事長又は尾道市長への意見

2 定款全文

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 役員等
 - 第1節 役員（第8条―第12条）
 - 第2節 理事会（第13条―第16条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第17条―第20条）
 - 第2節 教育研究審議会（第21条―第24条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第25条・第26条）
- 第5章 資本金等（第27条・第28条）
- 第6章 委任（第29条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置及び管理することにより、尾道市における「知と美」の探究・創造・発信を図る研究活動の拠点として、質の高い独創的な研究を推進するとともに、また有為な人材を育成することをもって、学術・文化の向上と社会の発展に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、尾道市立大学を尾道市久山田町1600番地2に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、尾道市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を尾道市久山田町1600番地2に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、尾道市役所前掲示場及び法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員等

第1節 役員

（定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

2 法人に、副理事長を置かないものとする。

（職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は尾道市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命等）

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、市長が行う。

2 理事長は、尾道市立大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議は、次に掲げる委員各3人で構成する。

(1) 第17条第1項に規定する経営審議会を構成する者のうちから当該経営審議会において選出された者

(2) 第21条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者のうちから当該教育研究審議会において選出された者

5 前項第1号に規定する委員には、学外者（法人の役員（役員への最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかった役員を除く。）又は教職員以外の者をいう。以下同じ。）が含まれるようにしなければならない。

6 理事長は、理事長選考会議の委員となることができない。

7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、理事長選考会議を主宰する。

9 前5項に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

（理事及び監事の任命）

第11条 理事の任命は、理事長が行う。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、学外者が含まれるようにしなければならない。

3 監事の任命は、市長が行う。

（役員の任期）

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、2年とする。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員のうち2人以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 理事会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 中期目標についての意見（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第78条第3項の規定により市長に対して述べる意見をいう。以下同じ。）並びに中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 人事の方針に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、委員6人以内で組織し、経営審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者及び教職員のうちから理事長が必要と認めた者

- 3 委員のうち学外者である委員の数の合計は、委員の総数の3分の1以上とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号及び第2号に掲げる委員については、当該職の任期とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。

- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 重要な組織の編成に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 人事の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 尾道市立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、委員14人以内で組織し、教育研究審議会の委員(以下この節において「委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長となる理事長(以下この節において「理事長」という。)
- (2) 理事長が指名する理事及び教職員
- (3) 学部長及び研究科長
- (4) 法人の規程で定める教育研究上の重要な組織(学部及び研究科を除く。)の長
- (5) 学外者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから理事長が必要と認めた者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号から第4号までに掲げる委員(同項第2号に掲げる教職員を除く。)については、当該職の任期とする。

- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(5) 教育課程の編成に係る方針に関する事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に係る方針に関する事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、尾道市立大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、これを運営すること。

(2) 学生に対して、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 尾道市立大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金については、別表に掲げる資産を尾道市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として尾道市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを尾道市に帰属させる。

第6章 委任

(委任)

第29条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

付 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の理事長の任命の特例等)
- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命については、法人の申出に基づくことを要しないものとし、市長が行う。
- 3 第12条第1項の規定にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、2年とする。

別表（第27条関係）

資産の種別	所在地	地目	地積（㎡）
土地	尾道市久山田町字新尺644番1	学校用地	4,719.00
土地	尾道市久山田町字竹之本695番4	学校用地	5,581.00
土地	尾道市久山田町字竹之本695番5	学校用地	308.00
土地	尾道市久山田町字竹之本719番1	学校用地	1,875.00
土地	尾道市久山田町字竹之本726番1	学校用地	19.00
土地	尾道市久山田町字棗ノ木733番	学校用地	1,255.00
土地	尾道市久山田町字神田1363番2	学校用地	220.00
土地	尾道市久山田町字神田1364番	学校用地	1,454.00
土地	尾道市久山田町字叶丸1527番1	学校用地	397.00
土地	尾道市久山田町字叶丸1527番5	学校用地	92.00
土地	尾道市久山田町字叶丸1527番6	学校用地	268.00
土地	尾道市久山田町字大原1589番1	学校用地	13,563.00
土地	尾道市久山田町字大原1591番2	学校用地	36.00
土地	尾道市久山田町字大原1600番2	学校用地	198.00
土地	尾道市久山田町字大原1600番3	学校用地	321.00
土地	尾道市久山田町字大原1622番2	学校用地	107.00

土地	尾道市久山田町字宮ノ前1 6 5 2 番 2	学校用地	1,366.00
土地	尾道市久山田町字宮ノ前1 6 5 2 番 5	学校用地	196.00
土地	尾道市久山田町字三行1 8 番 4	学校用地	377.00
土地	尾道市久山田町字三行1 9 番 3	学校用地	300.00
土地	尾道市久山田町字三行2 0 番 1	山林	3,090.00
土地	尾道市久山田町字三行2 0 番 2	学校用地	2,026.00
土地	尾道市久山田町字三行2 1 番	学校用地	502.00
土地	尾道市久山田町字三行2 2 番 3	学校用地	499.00
土地	尾道市久山田町字三行2 3 番 1	学校用地	495.00
土地	尾道市久山田町字三行2 3 番 2	学校用地	267.00
土地	尾道市久山田町字三行2 3 番 3	学校用地	29.00
土地	尾道市久山田町字三行2 4 番 5	学校用地	26.00
土地	尾道市久山田町字三行2 7 番 2	学校用地	80.00
土地	尾道市久山田町字三行2 8 番	学校用地	254.00
土地	尾道市久山田町字三行2 9 番 1	学校用地	1,623.00
土地	尾道市久山田町字三行2 9 番 2	学校用地	991.00
土地	尾道市久山田町字三行2 9 番 3	学校用地	105.00
土地	尾道市久山田町字三行3 0 番 1	学校用地	528.00
土地	尾道市久山田町字三行3 0 番 2	学校用地	171.00
土地	尾道市久山田町字三行3 1 番	学校用地	1,732.00
土地	尾道市久山田町字三行3 2 番 2	学校用地	5,718.00
土地	尾道市久山田町字三行3 3 番 2	学校用地	178.00
土地	尾道市久保三丁目1 5 7 番 1	宅地	890.10